

令和6年度
所沢市放課後児童クラブ
入所のしおり



令和6年度の変更点

上新井小学校区

◆上新井児童クラブを廃止し、新クラブを開設します。 P3・P8

所沢小学校・南小学校区

◆KIRACCO 所沢の支援単位を増やします。 P3・P8

安松小学校・和田小学校区

◆サクラタウン児童クラブの車両による送迎支援を廃止します。 P3

所沢市 こども未来部 青少年課
所沢市並木1-1-1 市役所高層棟2階
TEL04-2998-9103 (直通)

目 次

1	放課後児童クラブとは	1
2	放課後児童クラブの入所要件	1
3	放課後児童クラブの実施場所	1
4	放課後児童クラブの運営	4
5	開所時間	4
6	休所日	4
7	放課後児童クラブの保育料等	4
8	低所得世帯に対する保育料の減免について	5
9	入所申込み	5
10	申込時の注意点	7
11	上新井小学校区の新規児童クラブ開設と上新井児童 クラブ廃止について	8
12	KIRACCO所沢の運営(支援単位増)について	8
13	放課後児童クラブ入所選考基準	9
14	その他	11

1. 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的として実施する事業です。

2. 放課後児童クラブの入所要件

入所に当たっては、次の(1)(2)の要件を満たすことが必要です。

- (1) 市内に在住 又は 市内の小学校に在学している小学生であること
- (2) 日中に保護者が不在であること →P6「申込事由」を参照してください。

【「日中に保護者が不在」の具体例】

- 保護者が 会社等に就労している
- ” 就職のために学校に通学している
- ” 自営労働に専従していて子の保育ができない
- ” ケガや病気のため子の保育ができない
- ” 親族等を介護していて子の保育ができない

※育児休業取得中は、「日中不在」扱いとはなりませんので、ご注意ください。

3. 放課後児童クラブの実施場所



児童館生活クラブ

	名称	所在地	電話番号	定員	対応小	運営事業者
1	ひばり児童館生活クラブ	北有楽町26番21号	04(2926)8669	60名	明峰	(株)明日葉
2	こばと児童館生活クラブ	小手指町一丁目28番地の3	04(2924)3065	60名	北中	(公財)埼玉YMCA
3	つばめ児童館生活クラブ	久米783番地の1	04(2922)0410	80名	南	(株)コマーム
4	つばき児童館生活クラブ	山口5057番地	04(2923)6155	70名	榑峰・山口	(株)明日葉
5	すみれ児童館生活クラブ	若狭一丁目2966番地の5	04(2949)3826	40名	若狭	(福)光輪会
6	さくら児童館生活クラブ	並木八丁目3番地	04(2998)5912	60名	中央・仲栄	(学)マルハ学園
7	わかば児童館生活クラブ	和ヶ原三丁目266番地の2	04(2948)3222	40名	林	(株)コマーム
8	まつば児童館生活クラブ	上安松952番地の2	04(2995)0995	62名	松井	(株)明日葉
9	みどり児童館(本館)生活クラブ	緑町一丁目8番3号	04(2928)8414	80名	北	(株)コマーム
10	みどり児童館(別館)生活クラブ	緑町三丁目16番7号	04(2928)8826	120名	清進・北	
11	やなぎ児童館生活クラブ	東所沢四丁目16番地の4	04(2944)8819	58名	柳瀬	(福)法水会

◆児童館生活クラブとは、市立児童館の中で実施する放課後児童クラブで、児童館は一般の児童も利用する施設です。

◆みどり児童館本館への申込みについて、定員80名を超えた場合は、優先順位の高い方から別館入所になります。



児童クラブ

区分 ● ● ● 所沢市立児童クラブ

◇ ● ● ● 所沢市児童クラブ

	名称	区分	所在地	電話番号	対応小	運営事業者	(参考) R5入所者数 (R5.4.1)
1	所沢児童クラブ	●	元町7番37号	04(2922)7389	所沢	(福)わか竹会	72
2	第二所沢児童クラブ	●	星の宮一丁目6番12号	04(2921)6181	所沢	(福)わか竹会	141
3	ひまわり	◇	寿町10番8号	04(2968)5355	所沢	(株)ひまわり	55
4	キラッコ KIRACCO所沢 ※	◇	星の宮一丁目1番10号	04(2936)8050	所沢・南	(株)がくどう舎	※ 42
5	ひだまりみなみ	◇	南住吉10番20号	04(2937)6377	南	(特非)所沢市学童クラブの会	42
6	北秋津「ニャッコクラブ」	◇	くすのき台二丁目20番地の6	04(2994)2116	北秋津	(特非)所沢市学童クラブの会	42
7	北秋津児童クラブ	●	北秋津623番地	04(2995)1945	北秋津	北秋津児童クラブの会	98
8	明峰児童クラブ	●	北有楽町26番20号	04(2922)0413	明峰	(株)明日葉	55
9	荒幡児童クラブ	●	荒幡514番地の1	04(2924)4803	荒幡	(株)明日葉	71
10	伸栄児童クラブ	●	中新井一丁目784番地の1	04(2942)4101	伸栄	(特非)所沢市学童クラブの会	68
11	わくわくクラブ	◇	美原町三丁目2971番地の5	04(2990)8066	伸栄・美原	企業組合たすけあい輪っはっは ワーカーズ・コリゲイブ はな	43
12	美原児童クラブ	●	並木五丁目1番地	04(2995)2656	美原	(学)マルハ学園	70
13	第二美原児童クラブ	●	並木五丁目1番地	04(2993)6235	美原	(学)マルハ学園	69
14	並木児童クラブ	●	並木六丁目2番地	04(2995)6010	並木	(特非)所沢市学童クラブの会	60
15	中央児童クラブ	●	並木八丁目1番地6-112	04(2995)0971	中央	(特非)所沢市学童クラブの会	31
16	松井児童クラブ	●	上安松407番地の2	04(2998)4949	松井	(特非)所沢市学童クラブの会	52
17	若松児童クラブ	●	下新井1231番地の2	04(2992)0341	若松	(特非)所沢市学童クラブの会	58
18	安松児童クラブ	●	下安松839番地の2	04(2944)5761	安松	(特非)所沢市学童クラブの会	74
19	サクラタウン児童クラブ	◇	東所沢和田三丁目31番地3	04(2945)1822	和田・安松	(株)角川クラフト	45
20	和田児童クラブ	●	東所沢和田一丁目39番地	04(2944)9823	和田	(特非)所沢市学童クラブの会	69
21	牛沼児童クラブ	●	牛沼21番地	04(2994)8800	牛沼	(特非)所沢市学童クラブの会	72
22	キラッコ KIRACCO	◇	東所沢二丁目16-11 BSビル1階	04(2937)4099	東所沢・和田・牛沼	(株)がくどう舎	43
23	東所沢柳瀬児童クラブ	●	東所沢二丁目29番地の5	04(2944)4032	東所沢・柳瀬	(福)法水会	60
24	第二東所沢柳瀬児童クラブ	●	東所沢二丁目33番地の9	04(2945)4450	東所沢・柳瀬	(福)法水会	71
25	富岡児童クラブ	●	下富647番地の5	04(2943)2788	富岡	(株)コマーム	80
26	西富児童クラブ	●	岩岡町715番地の2	04(2924)5488	西富	(株)コマーム	79
27	中富小児童クラブ	●	中富1004番地の1	04(2942)7801	中富	(株)コマーム	51
28	小手指児童クラブ	●	小手指元町二丁目28番地の8	04(2948)1321	小手指	(株)がくどう舎	81
29	キラッコ KIRACCO小手指	◇	小手指元町三丁目16番地の10	04(2941)2884	小手指	(株)がくどう舎	40
30	キラッコサニー KIRACCO Sunny	◇	小手指南三丁目12番地6	04(2937)5509	小手指	(株)がくどう舎	31
31	キラッコアミー KIRACCO Ami	◇	小手指町四丁目4-5出浦第五ビル101	04(2936)9123	北野	(株)がくどう舎	40
32	北野児童クラブ	●	北野二丁目4番地1	04(2947)4439	北野	(株)がくどう舎	62
33	上新井すぎのこクラブ ※	◇	上新井五丁目45番地の45	04(2925)3175	上新井	(特非)所沢市学童クラブの会	※ 62
34	第二上新井児童クラブ	●	上新井五丁目36番地の13	04(2968)6120	上新井	(特非)所沢市学童クラブの会	79
35	YMCAキッズクラブ	◇	小手指町一丁目39番地の11	04(2939)5051	北中・上新井	(公財)埼玉YMCA	78
36	山口児童クラブ	●	山口1981番地の1	04(2926)4787	山口	(特非)所沢市学童クラブの会	47
37	泉児童クラブ	●	山口657番地	04(2925)4444	泉	(株)明日葉	112
38	椿峰児童クラブ	●	小手指南五丁目20番地の1	04(2949)0627	椿峰	(特非)所沢市学童クラブの会	71
39	三ヶ島児童クラブ	●	三ヶ島三丁目1416番地の9	04(2948)7578	三ヶ島	(特非)所沢市学童クラブの会	49
40	若狭児童クラブ	●	若狭四丁目2496番地の5	04(2948)2547	若狭	(特非)所沢市学童クラブの会	71
41	林児童クラブ	●	和ヶ原三丁目99番地の5	04(2949)1923	林	(特非)所沢市学童クラブの会	47
42	宮前児童クラブ	●	東狭山ヶ丘六丁目2792番地	04(2926)8327	宮前	(特非)所沢市学童クラブの会	76

■ 3.3 「上新井すぎのこクラブ」について

上新井児童クラブは令和6年3月31日で廃止となり、令和6年度から新施設で支援単位を増やして運営します。

入所申込書の提出等は既存の上新井児童クラブに提出してください。(詳細は8ページをご確認ください。)

児童館生活クラブ・児童クラブともに、一定数以上の申込みがあった場合は、市の選考基準に基づき、入所児童を決定します。

市の選考基準については、P9・10をご確認ください。

— P2表 《参考》R5入所者数(R5.4.1)について —

児童クラブの利用定員は、専用区画の面積をおおむね1.65㎡で割った数とします。ただし、既存の児童クラブについては、児童の利用率・入所児童の学年構成・児童クラブの設備状況・現行の受入数等を参考に、市と指定管理者との協議により受入れ可能数を決定し、毎年市長が定めます。

※のついているクラブについては、令和6年度から支援単位を増やして運営をします。支援単位を増やすことで、支援員を増やし、保育の充実を図ります。

※【現在の施設を改修して支援単位を増やすクラブ】

- KIRACCO所沢

※【既存施設を廃止し、新施設を整備して支援単位を増やすクラブ】

- 廃止するクラブ ●上新井児童クラブ
- 新設するクラブ ●上新井すぎのこクラブ

上記2施設の運営についての詳細は、8ページに記載しています。



安松小学校・和田小学校区児童の保護者様 サクラタウン児童クラブの登所方法について

令和5年度までのサクラタウン児童クラブへの登所は、車両による送迎支援を実施していましたが廃止とし、令和6年度からは徒歩での登所とします。

なお、低学年（1・2年生）児童に限り、クラブ職員の小学校へのお迎え（徒歩）による送迎支援を実施します。このことを踏まえて、申込みをしていただきますようお願いいたします。

4. 放課後児童クラブの運営

放課後児童クラブの運営は、指定管理者（公設民営）が行います。なお、P2児童クラブのうち、区分◇の所沢市児童クラブについては、市が運営を委託（民設民営）して行います。

※指定管理者とは・・・市が指定した民間事業者に公の施設の管理運営を委ねる制度を「指定管理者制度」といい、この指定した民間事業者のことを「指定管理者」といいます。民間活力を導入することにより、更なるサービスの向上を目指すものです。

5. 開所時間

- (1) 平 日 … 下校時 ～午後6時30分
- (2) 土 曜 日 … 午前8時～午後6時30分
- (3) 学校休業日 … 午前8時～午後6時30分

学校休業日…夏、冬、春休み、開校記念日等のことで、土・日・祝日・年末年始は除きます。

※（1）（3）については、緊急対応として午後7時まで延長が可能です。

延長保育料等、延長利用についての詳細は、各クラブに確認をしてください。

6. 休所日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) 特に市長が認めた日

7. 放課後児童クラブの保育料等

(1) 保育料

月額 10,000 円

※ 同じ世帯で2人以上の児童が同時に同一のクラブに入所する場合（兄弟など）は、2人目以降は、月額 5,000 円 になります。

この場合、低学年児童を1人目（10,000円）、高学年児童を2人目（5,000円）と捉えます。

※ 日割はありません。また、クラブを休所した場合でも、減免はありませんのでご注意ください。

※ 支払い方法は、各クラブにお問い合わせください。

(2) 傷害保険料

年額 1,000 円程度 （クラブにより異なります）

(3) その他

おやつ等の費用として、別途料金を集める場合があります。

8. 低所得世帯に対する保育料の減免について

市では、低所得世帯等の保育料を減額又は免除しています。

減免を受けるためには、申請が必要です。詳細は、市ホームページや申請期間前に配布する減免制度に関する案内をご覧ください。

9. 入所申込み

令和6年度の入所期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日です。

現在クラブに入所していて、引き続き入所を希望する場合でも、申込みは年度毎に必要です。

※複数クラブへの同時申込み（併願）は認めません。

併願が判明した場合は、入所決定ができない場合がありますので、ご注意ください。

(1) 申込書配布

11月1日（水）～

申込書類は、各クラブ及び青少年課で配布します。

市のHPからダウンロードすることもできます。

(2) 配布時間

青少年課 午前 8:30 ～ 午後 5:15（土・日・祝休日除く）

生活クラブ 午前 9:00 ～ 午後 6:30（日・祝休日除く）

児童クラブ 午前 11:00 ～ 午後 6:30（日・祝休日除く）

(3) 申込期間

11月15日（水）から12月1日（金）午後6時30分まで（日・祝休日を除く）

※申込期間を過ぎても随時受付いたしますが、入所の優先順位が低くなりますのでご注意ください。

※上記申込期間は、令和6年4月入所希望の方が対象です。

※令和6年5月以降の入所を希望される方は、上記期間後、クラブにその旨を伝えた上で申込みをしてください。

(4) 申込場所

- ・入所を希望する**クラブに直接**お申込みください。（郵送は不可）
- ・みどり児童館（別館）生活クラブへ入所を希望する場合は、みどり児童館（本館）へ申込書を提出してください。

(5) 申込時間

(2) 配布時間と同じです。



申込期間の最終日は、申込時間（午後6時30分）を過ぎると、期間外申請になってしまうため、特に注意してください。

(6) 提出書類

① 申込書	
該当するクラブの入所申込書 『所沢市立児童館生活クラブ入所申込書』 『所沢市立児童クラブ入所申込書』 『所沢市児童クラブ入所申込書』	
② 児童状況書	
<ul style="list-style-type: none"> ・出身保育園・性格・平熱・食物アレルギーなどについての調書です。 ・身体障害者・精神福祉・療育手帳や慢性的な病気・発達上の問題等で診断書をお持ちのお子様は、そのコピーを添付してください。 	
③ 自宅案内図 ※兄弟であれば、原本1部のほかはコピーで対応可	
<ul style="list-style-type: none"> ・クラブから自宅付近の略図を記入し、クラブから自宅までの経路を朱線で示してください。 	
④ 就労等を証明する書類 ※兄弟であれば、原本1部のほかはコピーで対応可	
申込事由	提出書類
就労	『就労証明書』 + 自営業の場合は、「法人の登記事項証明書」「確定申告書（第一表と収支内訳書又は決算書）」「委託契約書」等の写し + 所定労働時間の定めがない場合は、直近3か月の就労状況が分かるシフト表等 ・委託、請負による仕事の場合は、自営業の場合と同様の方法で提出 ・就労先が複数ある場合は、全ての就労証明書を提出
就学 (就職のための通学)	①『状況書』 ②在学証明書 又は 合格通知の写し ③時間割など学校の終了時刻が確認できる書類 (コピー可)
疾病	①『状況書』 ②医師の診断書 (児童の保育ができない旨が記載されたもの) (コピー可)
障害	身体障害者・精神福祉・療育手帳の写し
介護・看護	①『状況書』 ②医師の診断書 (コピー可) 又は 身体障害者・精神福祉・療育手帳や介護保険証の写し ③介護・看護のスケジュール表
求職活動 (就職内定中で証明が出ない場合を含む)	『誓約書』(別紙6-1)
出産	母子手帳の表紙・出産(予定)日記載ページの写し

※上記の申込事由に該当しない方は、青少年課までお問い合わせください。

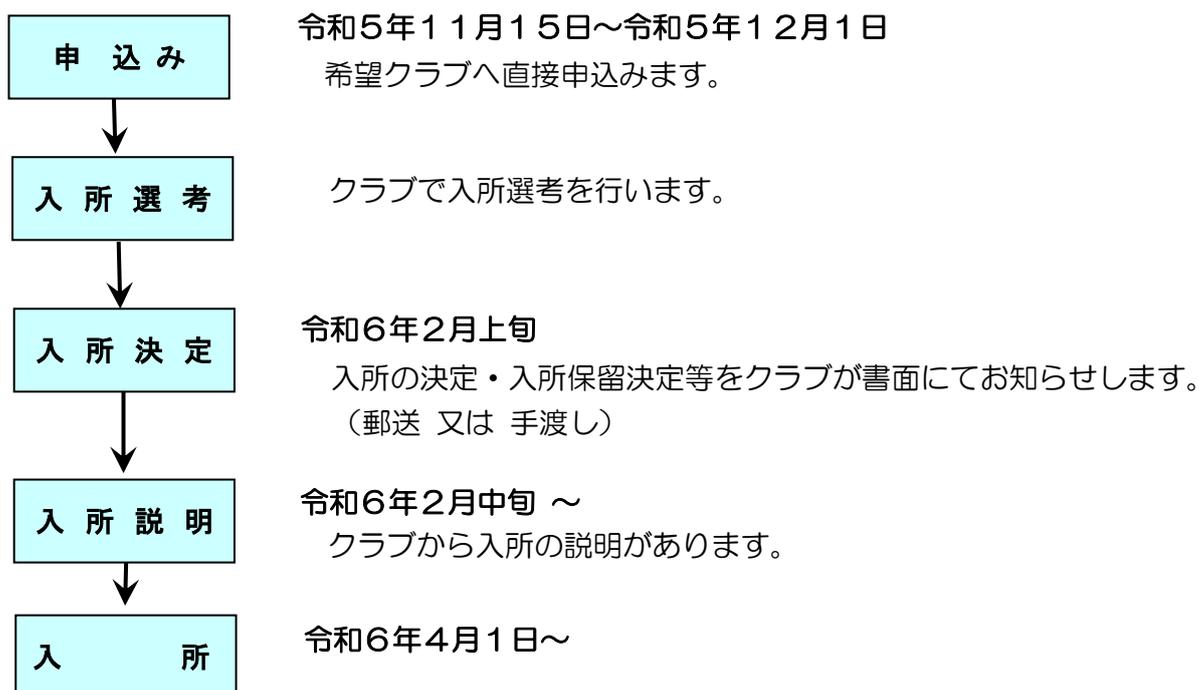
※医師の診断書は、原則半年以内に書かれたものとします。

※生活保護受給世帯は『生活保護受給証明書』を添付してください。

※保育士、幼稚園教諭、保育教諭として市内の認可保育園、幼稚園、認定子ども園、地域型保育事業所に就労している方は、保育士証又は保育士登録事務センターの申請受付、幼稚園教諭免許、保育教諭免許のコピーを提出してください。放課後児童支援員及び補助員として市内の放課後児童クラブに就労している方は、就労証明書備考欄に放課後児童支援員及び補助員として勤務している旨を記載してください。

(7) 申込から入所までの流れ

【4月入所の場合】



10. 申込時の注意点

- (1) 当初の申込期間（令和5年11月15日～令和5年12月1日）に申込みをされた方が優先となります。当初の申込期間外に申込みをされた方は、当初期間に申込まれた方より優先度が低くなりますので、ご了承ください。
- (2) 令和6年5月以降に入所を希望される方については、当初の申込期間後に、クラブにその旨を伝えた上で申込みをしてください。早期申込み（入所希望月より何か月も前の申込み）による入所枠の確保は行いません。原則、入所希望月直前のクラブの受入れ状況により、入所等の決定をさせていただきます。
- (3) **みどり児童館（別館）生活クラブ**へ入所を希望する場合は、**みどり児童館（本館）**へ申込書を提出してください。また、みどり児童館本館への申込みについて、定員80名を超えた場合は、優先順位の高い方から別館入所になります。

11. 上新井小学校区の新規児童クラブ開設と上新井児童クラブ廃止について

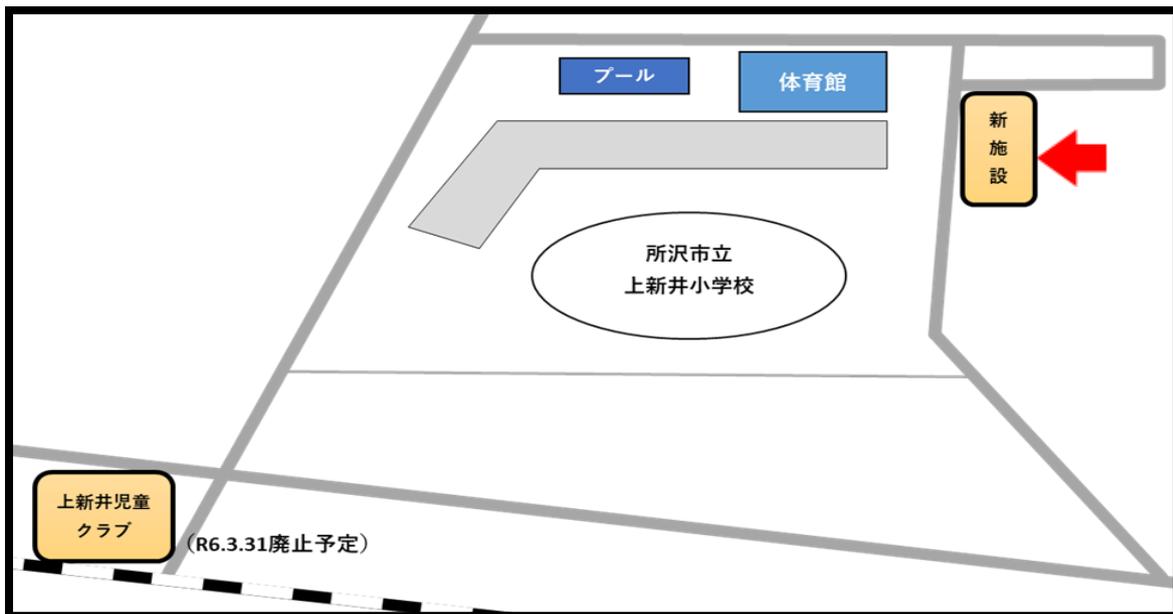
所沢市立上新井児童クラブは令和6年3月31日で廃止とし、4月1日からは上新井小学校近隣の新施設で、支援単位と定員数を増やして運営を開始します。

なお、クラブはこれまでと同じ特定非営利活動法人所沢市学童クラブの会が運営します。

※令和6年度の入所申込書は、既存の上新井児童クラブ（上新井五丁目60番地の1）にご提出ください。

【新施設案内図】

新施設住所：所沢市上新井5丁目45-45



上新井小学校東門からすぐ

新施設名称：所沢市児童クラブ 上新井すぎのこクラブ

令和5年度：1支援単位 定員36名

令和6年度：2支援単位 定員80名予定

12. KIRACCO所沢の運営(支援単位増)について

現在 KIRACCO 所沢では、所沢小学校区・南小学校区の児童を対象に1支援単位40名定員で運営していますが、上記小学校区における児童クラブ申込数が年々増加しており、保留児童が発生しています。

そこで、保留児童対策として令和5年度中に現施設の1階部分を改修し、令和6年度から支援単位を増やすことで定員数を増やして運営します。

令和5年度：1支援単位 定員40名

令和6年度：2支援単位 定員80名予定

13. 放課後児童クラブ入所選考基準

入所申込者が各クラブの定員や受入れ可能数を超えた場合は、市の「所沢市立児童館生活クラブ運営基準」「所沢市立児童クラブ運営基準」に定める入所選考基準に基づき、各クラブにて入所選考を行います。

以下の【基本指数】と【調整指数】の合計数が高い方から入所を優先します（世帯の中で、最も低い保護者の指数で選考します。）。

詳細は、HPに掲載しています「所沢市立児童館生活クラブ運営基準」「所沢市立児童クラブ運営基準」をご覧ください。

【基本指数】

区分		現況	指数
①就労(A+B)	A勤務日数	月20日以上(週5日以上)	10
		月16日以上20日未満(週4日以上)	9
		月12日以上16日未満(週3日以上)	7
		月12日未満	4
	B終業+通勤時間	6時01分～6時30分	10
		5時31分～6時00分	9
		5時01分～5時30分	8
		4時31分～5時00分	6
		4時01分～4時30分	4
		3時31分～4時00分	3
		3時01分～3時30分	2
		3時00分まで	1
	②就労(その他)	内職、ポスティングなど出来高払い製の業種	10
③介護・看護	自宅外介護・看護(施設入所・長期入院等は除く)	①に準ずる	
	自宅内介護・看護	16	
④疾病	入院療養中	20	
	自宅療養中(常時臨床)	20	
	自宅療養中(その他)	18	
⑤障害	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳1/2級又は療育手帳A/A/B	20	
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳C	18	
⑥出産	出産の場合	18	
⑦災害	震災、風水害、火災、その他の災害により自宅が損壊し、長期にわたり、復旧にあたる場合	23	
⑧その他	求職中(ひとり親世帯に限る)	15	
	求職中(上記以外)	7	

※ ①就労(A+B)の通勤時間について、就労証明書に記載している時間とします。

※ 一人が複数の区分に該当する場合でも、適用は1区分とし、指数が高い方を採用します。

ただし、就労(①)と介護・看護(③)に該当する場合のみ、介護・看護に費やす日数・時間を就労に加算したものを基本指数とします。

【調整指数】

項目	現況	指数	
児童の 学年	1年生	11	
	2年生	8	
	3年生	6	
	4年生	3	
	5年生	2	
	6年生	1	
世帯	両親不在世帯(基本指数は祖父母等で判定)	3	
	ひとり親世帯	2	
	単身赴任世帯(6か月以上)	1	
在宅の親族	在宅の親族(成人)がいない(1~3年生)	1	
生活保護世帯	生活保護受給世帯(就労による自立支援につながる場合等)※	1	
児童	障害がある児童(1~3年生)※	5	
	障害がある児童(4~6年生)※	4年生	3
		5年生	2
		6年生	1
兄弟姉妹	兄弟姉妹(多胎で生まれた者を含む)で同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合 ※	1	
保護者	育児休業を終了した場合 ※	1	
資格	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員及び補助員として、所沢市内の認可保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブに就労(資格取得予定、勤務予定含む。)	1	
その他	その他の事情で、児童の保育を特に考慮しなければならない場合	適宜	

※「生活保護世帯」とは、「基本指数」の『①・②・⑧求職中』該当者のみとします。

※「兄弟姉妹」については、第二子以降加点します。

ここでいう「第二子以降」とは兄弟姉妹のうち、兄と姉を指します。

※「障害がある児童」とは、次のいずれかに該当する児童です。

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳を所持する児童
- ② 専門機関による障害児であることの証明を有する児童
- ③ 特別支援学校小学部又は特別支援学級に通学する児童

14. その他

(1) 保育料について

保育料には、日割りはありません。出席日数が少ない場合でも、月額のお支払いとなります。

※保育園等の保育料を滞納している場合、放課後児童クラブの入所に影響することがあります。

(2) 休所について

- ① 仕事の都合や病気等で休所する場合は、必ず保護者からクラブに連絡してください。
- ② 保護者の仕事等がお休みの日は、原則としてクラブは利用できません。
- ③ 休所に対する保育料の減免はありません。

(3) 家庭状況等の変更について

住所・世帯構成・勤務先や勤務時間などが変わったときは、速やかにクラブに「異動届」を届け出てください。

(4) 保護者との連絡

出張などで職場を離れる場合でも、クラブと連絡が取れるようにしてください。

(5) 保護者会の開催

負担のない範囲でご参加ください。

(6) 学校への連絡

クラブに入所したことを必ず担任の先生に連絡してください。退所する（辞める）場合も同様です。

(7) インフルエンザ等により学校・学級閉鎖となった場合の対応

学校・学級閉鎖は感染を防ぐことが目的であるため、当該児童は、クラブを利用することができません。閉鎖期間中は、ご家庭での保育をお願いします。

ただし、登校後に学校・学級閉鎖となった場合は、クラブで一時的に受け入れる場合もありますが、早めに保護者が保護者に代わる方がお迎えに来てください。

(8) 臨時休校となった場合の対応

自然災害等で、学校が臨時休校となる場合は、休校の目的を踏まえて、原則としてご家庭での安全確保をお願いします。

なお、登校後に臨時下校となった場合は、クラブで一時的に受け入れる場合もありますが、早急に保護者が保護者に代わる方がお迎えに来てください。

(9) 急病等の処置

クラブの活動時間中にお子様が悪病等になった場合は、状況に応じて保護者の方に連絡します。その際は、速やかなお迎えをお願いします。

なお、緊急の度合により直接病院へ搬送する場合があります。

(10) 宿題等

原則として、宿題等の学習指導はいたしません、自主的に行うことは差し支えありません。

(11) 外出について

お子様の安全を確保できないことから、クラブの活動時間中の個人的な外出は、原則として許可していません。

(12) 帰宅方法について

クラブから帰宅する際は、原則として保護者の方がお迎えに来てください。

(13) 学校休業日の開所時間について

学校休業日の開所日は、クラブの対応小学校の日程に合わせています。

また、夏休み等の長期休業期間は、原則8時から開所としています。

(14) 退所について

クラブを退所する（辞める）場合は、速やかにクラブに連絡してください。

「退所届」は、退所する月の末日までに提出してください。

(15) 入所の取消しについて

クラブの運営に著しい支障が生じるときには、退所届の提出にかかわらず、クラブの入所を取り消す場合があります。あらかじめご了承ください。

【重要】

-入所を取り消す事例-

申請書類に虚偽記載があった場合

他人に危害を加えるような行動が頻繁にみられる等、児童が集団行動に適さない場合

連絡のないまま欠席が続いた場合

保育料の滞納が続いた場合

規定の時間を過ぎてから児童をお迎えに来る回数が著しく多い場合

